

第104回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所

名古屋市中区栄一丁目20番31号
当社本店

決議
事項

第1号議案：剰余金の処分の件

第2号議案：定款一部変更の件

第3号議案：取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
11名選任の件

第4号議案：取締役（監査等委員で
ある取締役および社外
取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

株式会社 トーエネック

証券コード：1946

経営理念

社会のニーズに応える快適環境の創造をめざす

未来をみつめ独自性を誇りうる技術の展開をめざす

考え挑戦するいきいき人間企業の実現をめざす

社会を支え、暮らしを守る



Contents - 目次 -

■ 招集ご通知.....	2	■ 連結計算書類	43
■ 議決権行使のご案内.....	3	■ 計算書類	45
■ 株主総会参考書類	5	■ 監査報告書.....	47
■ 事業報告	24		

証券コード 1946
2022年6月8日

株主各位

名古屋市中区栄一丁目20番31号
株式会社 トーエネック
代表取締役社長 藤田 祐三

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3～4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目20番31号 当社本店
3. 会議の目的事項
報告事項

1. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ・新型コロナウイルス感染予防措置を講じたくて開催いたしますが、株主の皆さまの健康と安全を最優先とするため、本総会当日のご来場の見合わせをご検討いただき、事前に書面またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温へのご協力をお願い申し上げます。
- ・当日は、発熱されている方や体調が特に悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りすることがあります。

議決権行使についてのご案内

● 株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人により議決権を行使される場合は、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会にご出席されない場合



○ **書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合**

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。



○ **インターネット等により議決権を行使される場合**

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時15分まで

次頁「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、期限までに入力を完了してください。

「インターネット等による議決権行使についてのご案内」は次頁をご参照ください。

■ インターネットによる開示について

当社ウェブサイト▶ <https://www.toenec.co.jp/>

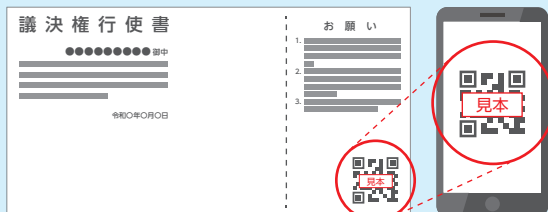
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 以下の事項につきましては、法令および定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ◎ 監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問合せさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

特別口座をお持ち
の株主様

0120-782-031 (受付時間9:00~17:00土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆さまへ)

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 (株式会社ICJ) が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

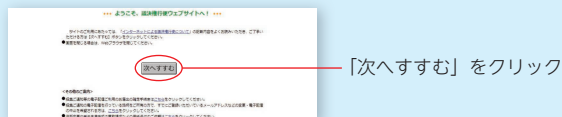
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

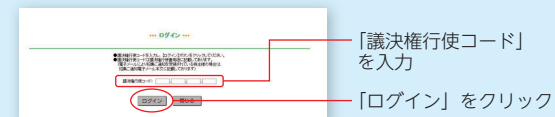
右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



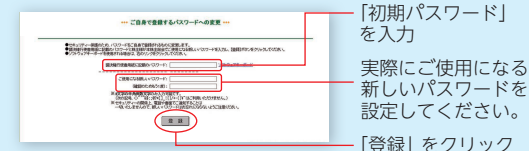
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、将来にわたる事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30%を目処とする配当を通じて業績に応じた利益還元を行うとの基本方針に従い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金90円 総額1,682,030,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条～第15条（条文省略）	第13条～第15条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	（削除）
第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第16条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第43条 (条文省略)</p> <p>附 則</p>	<p>第17条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第3条</u> <u>変更前定款第16条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び<u>変更後定款第16条</u> (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、施行日という)から効力を生ずるものとする。 <u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条</u>はなお効力を有する。 <u>3.</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	新任 いけ やま たつ お 池山 竜夫	専務執行役員
2	再任 たき もと つぐ ひさ 滝本 嗣久	代表取締役 副社長執行役員
3	再任 にし わき てつ や 西脇 哲也	取締役 専務執行役員
4	再任 ひら た こう じ 平田 幸次	取締役 専務執行役員
5	再任 ふじ た ゆう ぞう 藤田 祐三	代表取締役社長 社長執行役員
6	再任 ほり うち やす ひこ 堀内 保彦	代表取締役 副社長執行役員
7	再任 みず の あさ ゆき 水野 朝之	取締役 専務執行役員
8	新任 やま ざき しげ みつ 山崎 重光	専務執行役員
9	再任 社外 独立 いい つか あつし 飯塚 厚	取締役
10	新任 社外 独立 う かい ひろ ゆき 鵜飼 裕之	—
11	新任 社外 独立 よし もと あき こ 吉本 明子	—

候補者番号

1

いけ

やま

たつ

お

池山 竜夫

(1964年4月13日生)

新任



所有する当社株式の数
1,305株

略歴、地位、担当

1987年4月 当社 入社
2013年6月 当社 執行役員 三重支店営業部長兼工事グループ長
2013年7月 当社 執行役員 営業本部空調管統括部長
2016年7月 当社 執行役員 空調管本部空調管統括部長
2018年4月 当社 執行役員 三重支店長
2021年4月 当社 専務執行役員 情報システム部、情報通信統括部統括
2022年4月 当社 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括〔現任〕

取締役候補者とした理由

池山竜夫氏は、長年にわたり空調管部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しており、空調管統括部長、三重支店長を歴任後、現在は技術研究開発、情報通信部門を統括する専務執行役員として、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

2

たぎ

滝

もと

本

つぐ

嗣

ひさ

久

(1962年12月11日生)

再任



所有する当社株式の数
1,783株

略歴、地位、担当

- 1986年4月 当社 入社
- 2013年6月 当社 参与 配電本部 地中線部副部長
- 2014年6月 当社 執行役員 静岡支店長
- 2018年4月 当社 執行役員 東京本部副本部長
- 2020年4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2020年6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
- 2022年4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
経営企画部、経理部、資材部統括〔現任〕

取締役候補者とした理由

滝本嗣久氏は、長年にわたり地中線工事部門の業務に従事し、地中線工事全般に関する業務に精通しているほか、静岡支店長、東京本部長を歴任し経営効率化や受注拡大に向けて積極的に取り組み、現在は代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
2,622株

略歴、地位、担当

- 1980年4月 当社 入社
- 2009年6月 当社 理事 秘書室長
- 2011年6月 当社 執行役員 営業本部営業統括部長
- 2013年7月 当社 執行役員 岐阜支店長
- 2014年6月 当社 常務執行役員 岐阜支店長
- 2015年6月 当社 常務執行役員 人事部長
- 2016年6月 当社 取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務室、総務部、資材部統括
(2016年7月 法務室から法務部へ名称変更)
- 2017年4月 当社 取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括
- 2018年4月 当社 取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括
- 2019年4月 当社 取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部、教育センター統括
- 2021年4月 当社 取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、
教育センター統括〔現任〕

取締役候補者とした理由

西脇哲也氏は、人事制度の見直し、ダイバーシティの推進等、人材育成や労働環境の向上に尽力しているほか、法務、総務等の経営管理分野においてコンプライアンスの徹底、コスト競争力の強化等に積極的に取り組むなど、当事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
3,100株

略歴、地位、担当

- 1981年4月 当社 入社
- 2010年7月 当社 岐阜支店営業部長
- 2012年6月 当社 執行役員 営業本部技術統括部長
- 2013年7月 当社 参与 営業本部内線統括部副部长
- 2014年6月 当社 常務執行役員 営業本部内線統括部長
- 2017年4月 当社 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
- 2017年6月 当社 取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
- 2018年4月 当社 取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕
(2018年4月 海外事業部から国際事業統括部へ組織改定)

取締役候補者とした理由

平田幸次氏は、長年にわたり当社の主要部門である屋内線部門の業務に従事し、現在は営業本部長として屋内線部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、国際事業統括部統括として海外案件の安定受注に向けて諸施策に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
2,510株

略歴、地位、担当

- 2008年6月 中部電力株式会社 エネルギー事業部付 株式会社シーエナジー出向
株式会社シーエナジー 代表取締役社長
- 2011年7月 中部電力株式会社 販売本部配電部長
- 2012年7月 同社 お客さま本部配電部長
(2013年5月から2013年6月まで計画グループ部長を兼務)
- 2014年7月 同社 執行役員 お客さま本部配電部長
- 2015年7月 同社 常務執行役員 名古屋支店長
- 2018年4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2018年6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
- 2020年4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括
- 2021年4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕

取締役候補者とした理由

藤田祐三氏は、東京本部長在任時には関東エリアでの受注拡大に向けた営業・施工体制の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組んだほか、現在は代表取締役社長として、当社および当社グループを牽引し中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
3,028株

略歴、地位、担当

- 1981年4月 当社 入社
- 2010年6月 当社 理事 配電本部地中線部長
- 2011年6月 当社 執行役員 配電本部地中線部長
- 2012年6月 当社 執行役員 静岡支店長
- 2014年6月 当社 常務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
- 2016年6月 当社 取締役 専務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
- 2016年7月 当社 取締役 専務執行役員 空調管本部長
- 2019年4月 当社 取締役 専務執行役員 エネルギー事業部統括 空調管本部長
- 2020年4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
エネルギー事業部統括 空調管本部長〔現任〕

取締役候補者とした理由

堀内保彦氏は、空調管本部長として空調管部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、関東エリアでの受注拡大や製造業からの受注拡大に向け、子会社（旭シンクロテック株式会社）とのシナジー効果の最大化を図る体制を構築するなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

7

みず

の

あさ

ゆき

水野朝之

(1957年10月12日生)

再任



所有する当社株式の数
3,792株

略歴、地位、担当

- 1980年4月 当社 入社
- 2010年6月 当社 理事 配電本部配電統括部副部長
- 2011年6月 当社 参与 配電本部配電統括部副部長
- 2012年6月 当社 執行役員 配電本部地中線部長
- 2014年6月 当社 常務執行役員 名古屋支店長
- 2018年4月 当社 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
- 2018年6月 当社 取締役 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
- 2019年4月 当社 取締役 専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長
- 2022年4月 当社 取締役 専務執行役員 配電本部長〔現任〕

取締役候補者とした理由

水野朝之氏は、長年にわたり当社の主要部門である配電線部門の業務に従事し、現在は配電本部長として配電線部門を統括し経営の効率化に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
2,536株

略歴、地位、担当

- 1987年4月 当社 入社
- 2015年6月 当社 参与 経営企画室副室長
- 2016年7月 当社 執行役員 経営企画部副部長兼経営管理グループ長
- 2017年4月 当社 執行役員 営業本部内線統括部長
- 2021年4月 当社 執行役員 人事部長
- 2022年4月 当社 専務執行役員 東京本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

山崎重光氏は、長年にわたり屋内線部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しているほか、経営企画室副室長、人事部長を歴任し、現在は東京本部長として関東エリアでの受注拡大に向けて取り組むなど、当事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。



所有する当社株式の数
257株

略歴、地位、担当

- 2001年7月 三重県総合企画局長、総務局長
- 2006年7月 財務省主計局主計官（農林水産）
- 2009年7月 同省 理財局総務課長
- 2012年12月 内閣官房日本経済総合事務局次長
- 2014年7月 財務省理財局次長
- 2015年7月 同省 東海財務局長
- 2016年7月 国税庁次長
- 2017年7月 財務省関税局長（2018年7月 同省退職）
- 2018年11月 S O M P Oホールディングス株式会社顧問
- 2019年1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事（2020年6月退任）
（2019年4月 S O M P O未来研究所株式会社社名変更）
- 2020年6月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕
日本郵政株式会社専務執行役
- 2021年6月 日本郵政株式会社代表執行役副社長〔現任〕

重要な兼職の状況

日本郵政株式会社代表執行役副社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯塚厚氏は、長年にわたる行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

独立性について

飯塚厚氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役になされた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当

- 2005年4月 国立大学法人名古屋工業大学大学院工学研究科教授
- 2007年4月 同大学 大学院工学研究科情報工学専攻長兼務
- 2009年4月 同大学 大学院工学研究科創成シミュレーション工学専攻長兼務
- 2010年4月 同大学 副学長兼同大学院工学研究科教授
- 2011年4月 同大学 次世代自動車工学教育研究センター長兼務
- 2013年4月 同大学 留学生センター長兼務
- 2014年4月 同大学 学長
- 2020年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学副学長兼経営学部教授
学校法人東邦学園理事〔現任〕
- 2021年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長〔現任〕
- 2021年6月 A S T I 株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕

重要な兼職の状況

- 学校法人東邦学園理事
- 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長
- A S T I 株式会社社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鶉飼裕之氏は、名古屋工業大学教授および学長として、制御工学、電力システム工学を専門に多数の技術者教育に携わり、現在は、愛知東邦大学学長に就任しております。

同氏は、長年にわたる学校経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

独立性について

鶉飼裕之氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員資格を充たしており、同氏が取締役選任に選任され就任した場合には、新たに独立役員となる予定であります。



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当

1985年4月 労働省（現厚生労働省）入省
 2013年7月 愛知県副知事
 2015年7月 厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
 2015年10月 同省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
 2017年7月 同省 中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）
 2018年7月 同省 人材開発統括官
 2019年7月 同省 中央労働委員会事務局長（2021年10月 同省退職）
 2022年2月 ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー（現任）

重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉本明子氏は、労働省（現厚生労働省）入省後、愛知県副知事、厚生労働省大臣官房審議官、同省人材開発統括官、同省中央労働委員会事務局長などの要職を歴任され、現在は、ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザーに就任しております。

同氏は、多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

独立性について

吉本明子氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の資格を充たしており、同氏が取締役を選任され就任した場合には、新たに独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
4. 当社は、非業務執行取締役である飯塚厚氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合は、上記契約を継続する予定であります。また、鶴飼裕之氏および吉本明子氏が原案どおり選任された場合は、各氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考>取締役候補者および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

	氏名	独立 社外	特に期待する分野						
			企業経営	営業・ マーケティング	技術・ 品質・DX	財務会計	法務・ リスク管理	国際性	ESG (環境・社会・ ガバナンス)
取締役候補者	藤田 祐三		○	○	○				○
	滝本 嗣久		○			○	○		○
	堀内 保彦		○		○			○	○
	飯塚 厚	●	○			○	○		
	鵜飼 裕之	●	○		○				○
	吉本 明子	●	○				○		○
	西脇 哲也		○				○	○	○
	平田 幸次		○	○	○			○	
	水野 朝之		○	○	○				○
	池山 竜夫		○	○	○				○
山崎 重光		○	○	○				○	
監査等委員である取締役	鈴木 健一		○				○		
	杉田 勝彦	●				○	○		
	柴田 光明	●				○	○		
	木村 昌彦					○	○		

※上表は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において、賞与を含み年額4億円以内（うち社外取締役年額8,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇・企業価値向上への意欲を一層高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）ありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行ま

たは処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第104期事業報告（38頁から39頁）をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

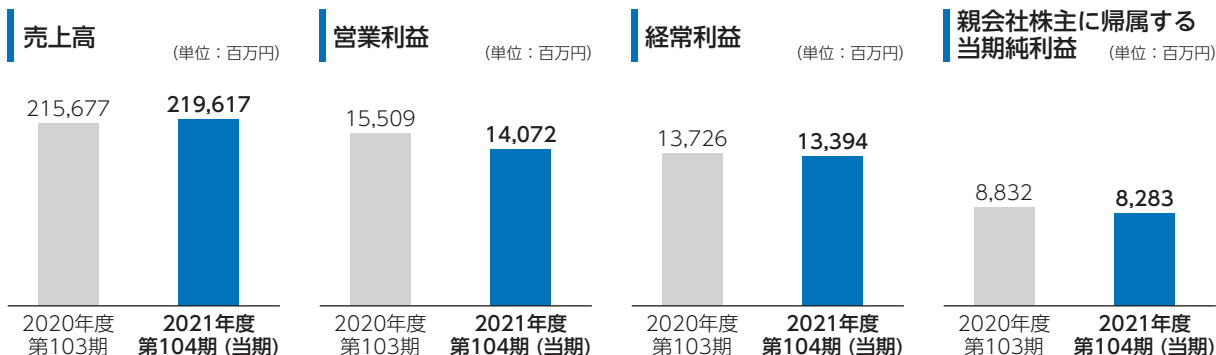
当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部に弱さがみられるものの、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続いています。建設業界におきましても、堅調な公共投資に加え、民間投資においても、業績が回復している製造業を中心に堅調な投資が続いています。一方で、資源等価格の高騰やサプライチェーンの混乱等の影響が懸念されています。

当社グループは、前期からスタートした中期経営計画2022（2020年度～2022年度）において、①事業拡大と基盤強化、②収益力向上に向けた競争力の強化、③人材の育成強化、④企業風土改革の推進の4つの重点方針を掲げています。これらの方針に基づき、屋内線工事、空調管工事および通信工事では、中部圏に加えて、首都圏や関西圏における営業活動や、海外事業基盤の強化を図りました。電力関連工事においては、業務効率化およびコスト低減に一層努めました。

また、企業の存続にはお客さまや社会からの信頼が不可欠であるため、コンプライアンスと安全意識の徹底に取り組んできました。

当連結会計年度の売上高につきましては、僅かに増収となりましたが、利益面につきましては、工事採算性の低下や一般管理費の増加などにより減益となりました。

〔連結業績〕 売上高	2,196億1千7百万円	(対前期比 1.8%増)
営業利益	140億7千2百万円	(対前期比 9.3%減)
経常利益	133億9千4百万円	(対前期比 2.4%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	82億8千3百万円	(対前期比 6.2%減)



各事業部門の業績は、次のとおりであります。

① 企業集団の事業セグメント別業績の状況

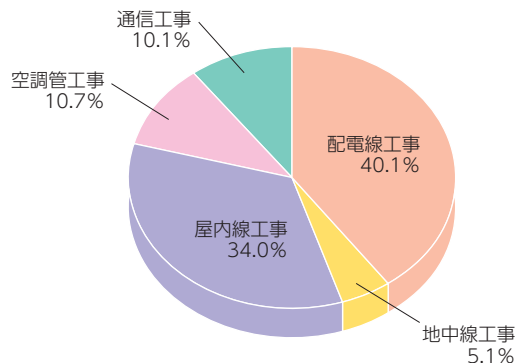
区 分	受 注 高	前 期 比	売 上 高	前 期 比
設備工事業	210,662百万円	1.9%	203,614百万円	1.1%
エネルギー事業	—	—	11,582百万円	12.6%
その他	—	—	4,420百万円	8.7%
合 計	210,662百万円	1.9%	219,617百万円	1.8%

② 当社の部門別業績の状況

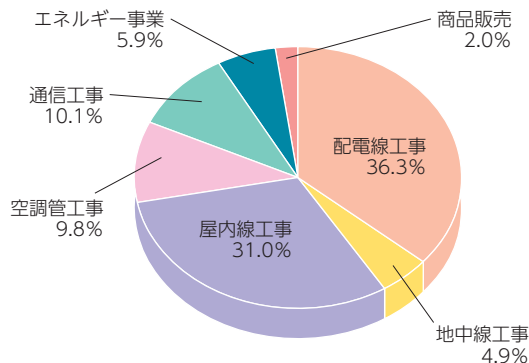
区 分		受 注 高	前 期 比	売 上 高	前 期 比
設 備 工 事	配 電 線 工 事	75,606百万円	8.7%	71,713百万円	△2.8%
	地 中 線 工 事	9,537百万円	6.7%	9,677百万円	△9.0%
	屋 内 線 工 事	64,099百万円	△6.9%	61,409百万円	△4.5%
	空 調 管 工 事	20,248百万円	17.3%	19,461百万円	26.9%
	通 信 工 事	18,995百万円	△15.5%	19,891百万円	8.6%
	計	188,487百万円	0.8%	182,154百万円	△0.1%
兼 業 事 業	エ ネ ル ギ ー 事 業	—	—	11,582百万円	12.6%
	商 品 販 売	—	—	4,013百万円	8.1%
	計	—	—	15,595百万円	11.4%
合 計		188,487百万円	0.8%	197,749百万円	0.7%

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

受注高構成比



売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は177億1千3百万円であり、そのうち主なものは、当社事業場の新築および工事用の車両・機械・工具の取得、ならびにエネルギー事業における太陽光発電事業に関連する資産の取得によるものです。

なお、設備投資の金額には、無形固定資産、長期前払費用への投資を含んでいます。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度中の資金調達は金融機関からの長期借入金により20億円調達しました。一方で、社債を56億円償還し、短期借入金を70億円返済いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動が継続されていくなかで、持ち直していくことが期待されます。ただし、感染症の再拡大や資源等価格の動向など、景気の下振れリスクは依然として残されています。

建設業界におきましては、公共投資に加え、製造業や情報通信業などの民間投資も堅調な推移を見込む一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい宿泊施設などのサービス業は回復の程度が弱含みであり、投資回復の二極化が長期化することも想定されます。また、原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱など事業活動に与える影響について、引き続き注視が必要です。

このような状況において、当社グループはさらなる成長を目指すために、DX、脱炭素化など将来にわたって成長が見込まれる業種・企業に対して、全社一丸となって行動することにより、受注の拡大に取り組んでまいります。また、技術力を磨き、業務効率化による生産性向上、コスト低減に取り組むことで競争力を高めるとともに、着実な工事の完成に努めてまいります。

今後、労働力人口の減少が進むなか、要員の確保と人材の育成は喫緊の課題と考えており、協力会社を含めた施工体制の維持・強化に取り組んでおります。中期経営計画2022においても、「人材投資によるさらなる成長」を掲げ、人に関わる投資を積極的に行うことで、当社グループの人材を質・量ともに充実させてまいりました。今後とも、若手技術者の早期育成、協力会社のさらなる確保により施工体制を強化し、安全・品質を向上させ、インフラを支えるプロ技術者集団として社会に貢献してまいります。

設備工事を中核事業とする当社グループにとって、「安全の追求」は創業以来変わることのない、重要なテーマであります。絶対に災害を発生させない企業風土を確立してまいります。

さらに、お客さまのニーズに応え、品質の向上、技術研究開発の強化などに取り組むことにより、お客さまから選ばれる企業にしていきます。加えて、2024年4月から建設業にも適用される改正労働基準法も見据えた働き方改革への取り組みや、ダイバーシティ2022として策定した多様性確保の取り組みを推進し、従業員がいきいきと活躍できる企業づくりに努め、人に、社会にやさしい企業を目指します。

また、地球環境問題が深刻化するなかで、環境対策への取り組みは急務であり、多くの企業が持続可能な社会実現に向けた取り組みを行っています。当社は、脱炭素社会の実現に向けた環境保全活動として、2021年10月1日に「ゼロエミッションの達成目標」を定めました。当社グループは、本目標の達成に向け、総合設備企業グループとしての強みを活かした事業展開により、脱炭素社会の実現と持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

中期経営計画2022

(2020年度～2022年度)

～人材投資によるさらなる成長～

<重点方針>

<p>1. 事業拡大と基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①営業力の強化 ②施工力の向上 ③重点事業エリアの強化・拡大 	<p>2. 収益力向上に向けた競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①効率化・生産性向上の取り組み強化 ②コスト競争力の強化 ③技術力の強化 ④全社視点でのシステム開発の推進
<p>3. 人材の育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新人材育成方針にもとづく育成強化と教育の充実 ②働きがいのある職場づくり 	<p>4. 企業風土改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全風土の確立 ②働き方改革の推進 ③コンプライアンスの徹底 ④ダイバーシティの推進

<数値目標（連結）>

2022年度	売上高	2,450億円	経常利益	120億円
	R O E	6.5%		

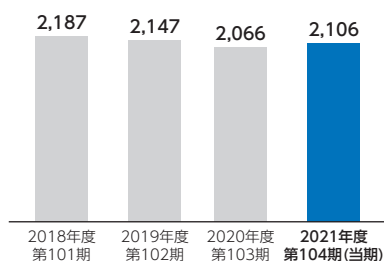
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	2018年度 第101期	2019年度 第102期	2020年度 第103期	2021年度 第104期 (当期)
受注高	218,780百万円	214,704百万円	206,695百万円	210,662百万円
売上高	218,984百万円	224,843百万円	215,677百万円	219,617百万円
経常利益	10,146百万円	12,511百万円	13,726百万円	13,394百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,672百万円	9,314百万円	8,832百万円	8,283百万円
1株当たり当期純利益	356円94銭	498円34銭	472円57銭	443円23銭
総資産	263,458百万円	292,299百万円	308,232百万円	301,599百万円

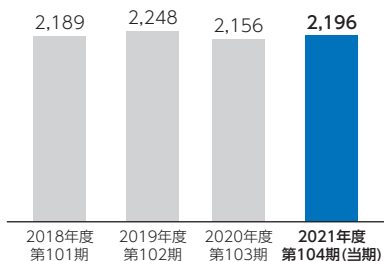
受注高

(単位：億円)



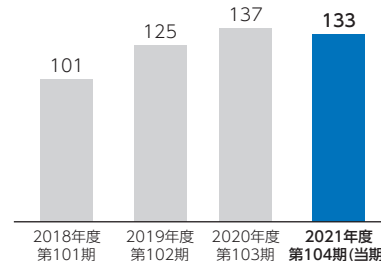
売上高

(単位：億円)



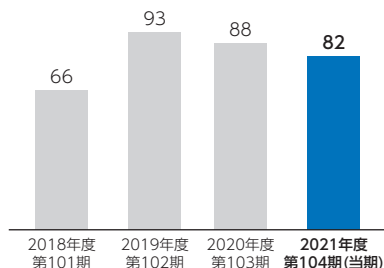
経常利益

(単位：億円)



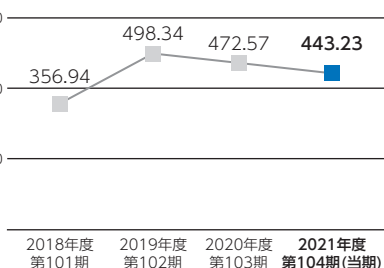
親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：億円)



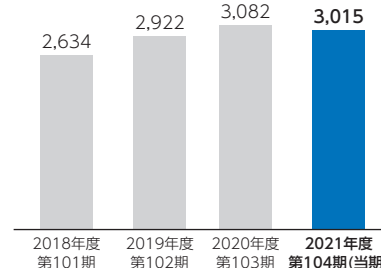
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：億円)



② 当社の財産および損益の状況

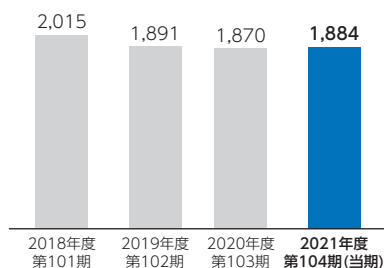
区 分	2018年度 第101期	2019年度 第102期	2020年度 第103期	2021年度 第104期 (当期)
受注高	201,581百万円	189,198百万円	187,063百万円	188,487百万円
売上高	196,866百万円	203,392百万円	196,351百万円	197,749百万円
経常利益	8,563百万円	10,223百万円	12,241百万円	11,053百万円
当期純利益	5,796百万円	7,904百万円	7,292百万円	6,724百万円
1株当たり当期純利益	310円7銭	422円89銭	390円20銭	359円80銭
総資産	238,073百万円	265,886百万円	281,694百万円	274,375百万円

(注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しています。

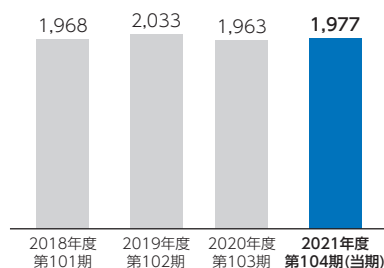
受注高

(単位：億円)



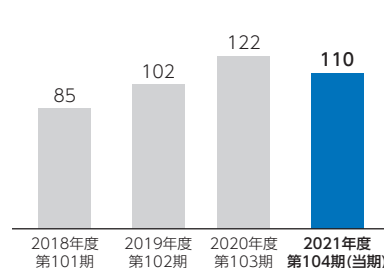
売上高

(単位：億円)



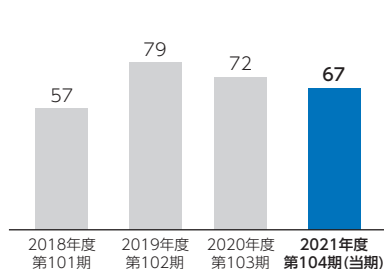
経常利益

(単位：億円)



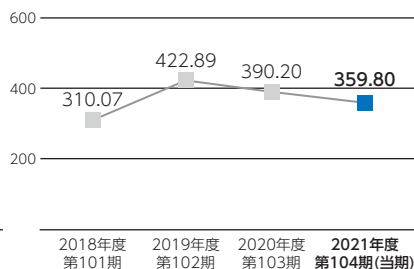
当期純利益

(単位：億円)



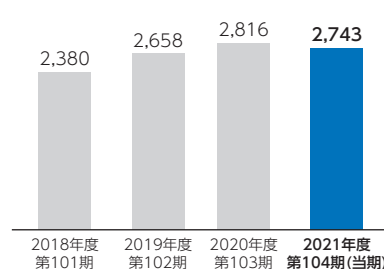
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋	430,777百万円	50.01%	電気事業

(注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しています。

2. 当社は、親会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社より配電設備の新增設工事や、その他修繕工事等を受注しています。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしています。なお、上記3社との重要な取引等に関わる契約については、独立社外取締役で構成された親子取引審議委員会の答申を受け、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	100百万円	100%	設備工事および事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	40百万円	100%	プラント配管工事
統一能科建筑安装(上海)有限公司 (トーエネックシャンハイ)	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC (THAILAND) CO.,LTD. (トーエネック(タイランド))	10百万タイバーツ	100%	-
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	1百万 フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、プラント配管工事

(注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア) の株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. TOENEC(THAILAND)CO.,LTD. (トーエネック(タイランド)) は、Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック) への事業移管が終了し清算手続き中です。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
P F I 豊川宝飯齋場株式会社	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業
Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック)	114百万 タイバーツ	30%	電気、空調工事
HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY (ハウイー)	300,000百万 ドン	40%	電気、空調工事

(注) HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY (ハウイー) は、2022年3月31日付で株式の40%を取得したことにより、持分法適用会社となりました。

(7) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分
2022年3月31日付でHAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY（ハウイー）の株式の40%を取得したことにより、同社を持分法適用会社といたしました。
- ③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(8) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
配電線工事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事 (配電線工事には省エネルギー住宅設備工事、太陽光発電設備工事を 含む)
地中線工事	地中送配電線工事
屋内線工事	ビル・工場などの屋内線工事
空調管工事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
通信工事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
エネルギー事業	太陽光発電事業、学校空調システムサービス、マンション高圧 一括受電サービス事業
商品販売	電線類や工事用材料などの販売

(9) 主要な営業所等

① 当社

ア. 本店 愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号
愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号 (本店別館)

イ. その他の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中部本部	愛知県名古屋市	静岡支店	静岡県静岡市
東京本部	東京都豊島区	三重支店	三重県津市
大阪本部	大阪府大阪市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
岡崎支店	愛知県岡崎市		

ウ. 研究機関

名 称	所 在 地
技術研究開発部	愛知県名古屋市

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	TOENEC (THAILAND) CO.,LTD. (トーエネック (タイランド))	タイ王国
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	フィリピン 共和国
統一能科建築安装 (上海) 有限公司 (トーエネックシャンハイ)	中華人民共和国	PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	インドネシア 共和国

③ 持分法適用会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
P F I 豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック)	タイ王国
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY (ハウイー)	ベトナム 社会主義共和国

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
5,938名	20名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
4,743名	37名減

(11) 主要な借入先

企業集団における主要な借入先

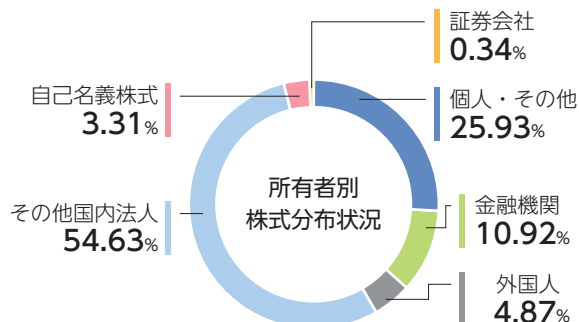
借入先	借入額
シンジケートローン	24,545百万円
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社八十二銀行	450百万円
株式会社大垣共立銀行	300百万円
三井住友信託銀行株式会社	250百万円
株式会社みずほ銀行	200百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 19,329,990株
(自己株式数640,758株含む)

(2) 株 主 数 5,259名



(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
中部電力株式会社	9,666千株	51.72%
トーエネック従業員持株会	1,088千株	5.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	869千株	4.65%
トーエネック共栄会	595千株	3.19%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	259千株	1.39%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	215千株	1.15%
株式会社三菱UFJ銀行	201千株	1.08%
トーエネック名古屋協力会持株会	131千株	0.71%
トーエネック労働組合	131千株	0.70%
トーエネック岡崎協力会持株会	127千株	0.68%

(注) 1. 当社は、自己株式640千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤田 祐三	代表取締役社長 社長執行役員	—
堀内 保彦	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 エネルギー事業部統括 空調管本部長	—
高木 勲	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、技術研究開発部、経理部、資材部統括	—
稲垣 隆司	取締役 (非常勤)	—
吉川 直利	取締役 (非常勤)	ジェイアール東海関西開発株式会社 代表取締役社長
飯塚 厚	取締役 (非常勤)	日本郵政株式会社 代表執行役副社長
西脇 哲也	取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、 教育センター統括	—
平田 幸次	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長	—
水野 朝之	取締役 専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長	—
滝本 嗣久	取締役 専務執行役員 東京本部長	—
鈴木 健一	取締役 常任監査等委員 (常勤)	—
杉田 勝彦	取締役 監査等委員 (非常勤)	弁護士 石原総合法律事務所副所長
柴田 光明	取締役 監査等委員 (非常勤)	公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長
木村 昌彦	取締役 監査等委員 (常勤)	—

- (注) 1. 当社は2021年6月25日開催の第103回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。この移行に伴い全監査役は任期が満了し、鈴木健一氏、杉田勝彦氏および柴田光明氏は新たに監査等委員である取締役に就任しています。
2. 取締役稲垣隆司氏、吉川直利氏、飯塚厚氏、監査等委員である取締役鈴木健一氏、杉田勝彦氏および柴田光明氏は、社外取締役です。
3. 当社は、取締役稲垣隆司氏、吉川直利氏、飯塚厚氏、監査等委員である取締役杉田勝彦氏および柴田光明氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
4. 監査等委員である取締役柴田光明氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しています。
5. 監査の環境の整備および社内情報の収集により監査等の有効性を確保するため、監査等委員である取締役鈴木健一氏および木村昌彦氏を常勤の監査等委員に選定しています。
6. 当事業年度における異動
取締役大野智彦氏、監査役金山哲雄氏は、2021年6月25日をもって任期満了により退任しました。
7. 2022年4月1日付で、次のとおり地位および担当を変更しました。

氏名	新	旧
滝本 嗣久	代表取締役副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、経理部、資材部統括	取締役専務執行役員 東京本部長
水野 朝之	取締役専務執行役員 配電本部長	取締役専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長
高木 勲	取締役	代表取締役副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、技術研究開発部、 経理部、資材部統括

安全環境部の分掌を変更し名称を安全品質環境部として、社長直轄の部署としました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の争訟費用を含む損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。

なお、当該保険の契約期間は1年間であり、2022年7月に更新する予定です。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての賞与により構成し、社外取締役については、基本報酬のみとする。なお、退任慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
- ・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し役位別に決定する。
- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえ見直しを行う。
- ・報酬水準は、独立した第三者による当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議の内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会にて審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

また、決定方針の決定方法については、任意の指名・報酬委員会で審議された決定方針案を取締役会で審議のうえ決議することとしています。

なお、当社は2022年6月28日開催予定の第104回定時株主総会において第4号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認されることを条件として、2022年4月28日開催の取締役会において、決定方針の改定を決議しています。当該改定については、任意の指名・報酬委員会で審議された改定案を取締役会で審議のうえ決議しています。改定後の決定方針の概要は次のとおりです。

- ・ 当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、株主と一層の価値を共有し、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。
- ・ 個々の取締役の報酬の決定に際しては、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、社外取締役および非業務執行取締役については、基本報酬のみとする。なお、退任慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
- ・ 取締役の基本報酬は、在任中に支給する月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し職責に応じ役位別に決定する。
- ・ 業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、在任中の各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえ見直しを行う。
- ・ 非金銭報酬は、譲渡制限付株式を付与するものとし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇・企業価値向上への意欲を一層高めることを目的とする。付与数については、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し、職責に応じ、役位別に決定する。また付与は、在任中、毎年、一定の時期に行う。
- ・ 報酬水準は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の総額について、独立した第三者による、当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議の内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会で審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において賞与を含み年額4億円以内（うち社外取締役分年額8,500万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において年額1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長藤田祐三が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個人別の報酬額を決定しています。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は任意の指名・報酬委員会の委員長であり、当該委員会の審議内容を尊重して決定をするためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の指名・報酬委員会の審議を経て当該審議の内容を尊重して決定することを決定方針に定める等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	280 (21)	223 (21)	56 (—)	— (—)	11名 (3名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	47 (30)	47 (30)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	15 (9)	15 (9)	— (—)	— (—)	4名 (3名)

(注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでいます。

2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して賞与を支給しています。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画の数値目標と整合するように設定した連結経常利益としており、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためです。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて算出する方法とし、その目標値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえて見直すこととしています。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役吉川直利氏は、ジェイアール東海関西開発株式会社の代表取締役社長です。当社とジェイアール東海関西開発株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役飯塚厚氏は、日本郵政株式会社の代表執行役副社長です。当社と日本郵政株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長です。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役柴田光明氏は、公認会計士柴田光明事務所の所長です。当社と公認会計士柴田光明事務所との間には、特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	稲垣 隆司	・当事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる学識経験者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	吉川 直利	・当事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	飯塚 厚	・当事業年度に開催した15回の取締役会のうち13回に出席し、主に長年にわたる行政官としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 健一	・当事業年度に開催した15回の取締役会、5回の監査役会、15回の監査等委員会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っています。
	杉田 勝彦	・当事業年度に開催した15回の取締役会、5回の監査役会、15回の監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
	柴田 光明	・当事業年度に開催した15回の取締役会、5回の監査役会、15回の監査等委員会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

- ⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にあるものとして業務執行者から独立した客観的・中立的な立場で当社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割から、取締役会において経営の監督を行うだけでなく、重要な親子取引を審議する親子取引審議委員会の委員長および委員として監督を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
59百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
59百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、項目別監査時間、報酬単価、報酬額の推移、職務執行状況を検証し、当事業年度における監査計画の活動内容および報酬見積の算出根拠の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

~~~~~  
(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益を除き表示単位未満の端数を切り捨てています。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部            |                |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>113,270</b> | <b>流動負債</b>        | <b>64,704</b>  |
| 現金預金            | 29,015         | 支払手形・工事未払金等        | 39,531         |
| 預け金             | 1,500          | 短期借入金              | 4,182          |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 69,521         | リース債務              | 7,470          |
| 未成工事支出金         | 6,577          | 未払費用               | 7,351          |
| 材料貯蔵品           | 3,177          | 未払法人税等             | 1,852          |
| 商品              | 111            | 未成工事受入金            | 2,533          |
| その他             | 3,458          | 工事損失引当金            | 247            |
| 貸倒引当金           | △90            | その他                | 1,536          |
| <b>固定資産</b>     | <b>188,328</b> | <b>固定負債</b>        | <b>110,298</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>145,891</b> | 社債                 | 8,400          |
| 建物・構築物          | 18,859         | 長期借入金              | 23,463         |
| 機械・運搬具及び工具器具備品  | 85,764         | リース債務              | 55,463         |
| 土地              | 31,633         | 退職給付に係る負債          | 18,662         |
| 建設仮勘定           | 9,634          | 資産除去債務             | 3,801          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,047</b>   | その他                | 506            |
| のれん             | 1,253          | <b>負債合計</b>        | <b>175,002</b> |
| その他             | 2,793          | <b>純 資 産 の 部</b>   |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>38,389</b>  | <b>株主資本</b>        | <b>118,354</b> |
| 投資有価証券          | 28,877         | 資本金                | 7,680          |
| 繰延税金資産          | 4,868          | 資本剰余金              | 6,840          |
| その他             | 6,511          | 利益剰余金              | 105,381        |
| 貸倒引当金           | △1,869         | 自己株式               | △1,548         |
|                 |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>8,216</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 7,689          |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | 206            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | 320            |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>26</b>      |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>126,596</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>301,599</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>301,599</b> |



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                        |         |                |
|------------------------|---------|----------------|
| <b>売上高</b>             |         |                |
| 完成工事高                  | 203,614 |                |
| その他事業売上高               | 16,002  | <b>219,617</b> |
| <b>売上原価</b>            |         |                |
| 完成工事原価                 | 173,356 |                |
| その他事業売上原価              | 11,357  | <b>184,713</b> |
| <b>売上総利益</b>           |         |                |
| 完成工事総利益                | 30,258  |                |
| その他事業総利益               | 4,644   | <b>34,903</b>  |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |         | <b>20,831</b>  |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>14,072</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |         |                |
| 受取利息及び配当金              | 446     |                |
| 持分法による投資利益             | 747     |                |
| その他                    | 388     | <b>1,582</b>   |
| <b>営業外費用</b>           |         |                |
| 支払利息                   | 2,106   |                |
| シンジケートローン手数料           | 20      |                |
| その他                    | 132     | <b>2,259</b>   |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>13,394</b>  |
| <b>特別利益</b>            |         |                |
| 固定資産売却益                | 904     |                |
| 貸倒引当金戻入額               | 0       | <b>905</b>     |
| <b>特別損失</b>            |         |                |
| 固定資産除売却損               | 109     |                |
| 貸倒引当金繰入額               | 1,574   |                |
| 投資有価証券評価損              | 10      |                |
| リース解約損                 | 610     | <b>2,305</b>   |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>11,994</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 3,751   |                |
| 法人税等調整額                | △44     | <b>3,706</b>   |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>8,288</b>   |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>4</b>       |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>8,283</b>   |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部          |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>96,577</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>60,031</b>  |
| 現金預金            | 19,527         | 支払手形             | 663            |
| 受取手形            | 324            | 電子記録債務           | 8,623          |
| 電子記録債権          | 3,384          | 工事未払金            | 24,681         |
| 完成工事未収入金        | 57,858         | 短期借入金            | 4,182          |
| 未成工事支出金         | 6,120          | リース債務            | 7,518          |
| 材料貯蔵品           | 3,176          | 未払金              | 3,131          |
| 商品              | 49             | 未払費用             | 6,448          |
| 未収入金            | 3,059          | 未払法人税等           | 1,563          |
| その他             | 3,135          | 未成工事受入金          | 1,737          |
| 貸倒引当金           | △58            | 工事損失引当金          | 247            |
|                 |                | その他              | 1,236          |
| <b>固定資産</b>     | <b>177,797</b> | <b>固定負債</b>      | <b>109,554</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>143,791</b> | 社債               | 8,400          |
| 建物・構築物          | 18,547         | 長期借入金            | 23,463         |
| 機械・運搬具          | 83,332         | リース債務            | 55,660         |
| 工具器具・備品         | 817            | 退職給付引当金          | 18,198         |
| 土地              | 31,471         | 資産除去債務           | 3,801          |
| 建設仮勘定           | 9,621          | その他              | 30             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,553</b>   | <b>負債合計</b>      | <b>169,586</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,453</b>  | <b>純 資 産 の 部</b> |                |
| 投資有価証券          | 14,436         | <b>株主資本</b>      | <b>97,136</b>  |
| 関係会社株式・関係会社出資金  | 8,044          | 資本金              | 7,680          |
| 長期貸付金           | 446            | 資本剰余金            | 6,840          |
| 破産更生債権等         | 153            | 資本準備金            | 6,831          |
| 繰延税金資産          | 4,337          | その他資本剰余金         | 8              |
| その他             | 6,291          | <b>利益剰余金</b>     | <b>84,163</b>  |
| 貸倒引当金           | △2,257         | 利益準備金            | 1,639          |
|                 |                | その他利益剰余金         | 82,524         |
|                 |                | 海外市場開拓積立金        | 100            |
|                 |                | 固定資産圧縮積立金        | 1,231          |
|                 |                | 別途積立金            | 73,900         |
|                 |                | 繰越利益剰余金          | 7,292          |
|                 |                | <b>自己株式</b>      | <b>△1,548</b>  |
|                 |                | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>7,652</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金     | 7,652          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>104,789</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>274,375</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>274,375</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                   |         |                |
|-------------------|---------|----------------|
| <b>売上高</b>        |         |                |
| 完成工事高             | 182,154 |                |
| 兼業事業売上高           | 15,595  | <b>197,749</b> |
| <b>売上原価</b>       |         |                |
| 完成工事原価            | 156,048 |                |
| 兼業事業売上原価          | 11,124  | <b>167,173</b> |
| <b>売上総利益</b>      |         |                |
| 完成工事総利益           | 26,105  |                |
| 兼業事業総利益           | 4,471   | <b>30,576</b>  |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |         | <b>18,374</b>  |
| <b>営業利益</b>       |         | <b>12,202</b>  |
| <b>営業外収益</b>      |         |                |
| 受取利息及び配当金         | 664     |                |
| その他               | 433     | <b>1,097</b>   |
| <b>営業外費用</b>      |         |                |
| 支払利息              | 2,100   |                |
| シンジケートローン手数料      | 20      |                |
| その他               | 125     | <b>2,246</b>   |
| <b>経常利益</b>       |         | <b>11,053</b>  |
| <b>特別利益</b>       |         |                |
| 固定資産売却益           | 902     |                |
| 貸倒引当金戻入額          | 0       | <b>902</b>     |
| <b>特別損失</b>       |         |                |
| 固定資産除売却損          | 59      |                |
| 貸倒引当金繰入額          | 1,574   |                |
| 投資有価証券評価損         | 5       |                |
| リース解約損            | 610     | <b>2,249</b>   |
| <b>税引前当期純利益</b>   |         | <b>9,706</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 3,094   |                |
| 法人税等調整額           | △113    | <b>2,981</b>   |
| <b>当期純利益</b>      |         | <b>6,724</b>   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社トーエネック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

名古屋事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村井 達久

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社トーエネック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

名古屋事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村井 達久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、取締役、経営考査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

当社は2021年6月25日開催の第103回定時株主総会の決議により、2021年6月25日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年4月1日から2021年6月25日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、オンライン会議ツール等も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、継続的な取組みが行われており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社トーエネック 監査等委員会

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 常任監査等委員（常勤） | 鈴木 健一 | ㊟ |
| 社外監査等委員     | 杉田 勝彦 | ㊟ |
| 社外監査等委員     | 柴田 光明 | ㊟ |
| 監査等委員（常勤）   | 木村 昌彦 | ㊟ |

以 上

<MEMO>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会 会場ご案内図



## 所在地

名古屋市中区栄一丁目20番31号

電話 (052) 221-1111 (大代表)

## 交通のご案内

- J R・名鉄・近鉄 名古屋駅より徒歩約20分
- 地下鉄 (東山線・鶴舞線) 伏見駅 (7番出口) より徒歩約15分
- 市バス

〔系統〕 名駅 16 名古屋駅 (東新町經由左回り)  
 名駅 16 広小路本町 (柳橋經由)  
 C 758 名古屋駅 (広小路栄)

バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば) より乗車、  
 バス停「柳橋 (1番)」で下車 (乗車時間約5分、徒歩7分)

